政令

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年十月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十四号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ホ中「規定する寡婦」の下に「（同号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者を含む。）」を、「規定する寡夫」の下に「（同号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者の家賃の算定の基礎となる収入の計算については、平成二十九年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法第二十三条第一号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算については、新令第一条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号に規定する収入の条件及び新令第七条第五号に規定する収入の計算についても、同様とする。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○経済産業省令第八号

環境省

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第三十四条第二項及び第四十一条の規定に基づき、割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十月十六日

経済産業大臣　林　幹雄

環境大臣　大塚　珠代

割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3　第一項の申請は、償却又は他の締約国に存在する口座への算定割当量の振替に関する国際的な決定がある場合には、当該決定を勘案して環境大臣及び経済産業大臣が告示で定める日までに行わなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。